平成27年	6　月	昭和25年６月２日から昭和25年７月１日までに生まれた者	800	—
	7　月	昭和25年７月２日から昭和25年８月１日までに生まれた者	1,190	—
	8　月	昭和25年８月２日から昭和25年９月１日までに生まれた者	1,590	—
	9　月	昭和25年９月２日から昭和25年10月１日までに生まれた者	1,980	—
	10　月	昭和25年10月２日から昭和25年11月１日までに生まれた者	2,370	—
	11　月	昭和25年11月２日から昭和25年12月１日までに生まれた者	2,760	400
	12　月	昭和25年12月２日から昭和26年１月１日までに生まれた者	3,150	800
平成28年	1　月	昭和26年１月２日から昭和26年２月１日までに生まれた者	3,540	1,190
	2　月	昭和26年２月２日から昭和26年３月１日までに生まれた者	3,930	1,590
	3　月	昭和26年３月２日から昭和26年４月１日までに生まれた者	4,310	1,980
	4　月	昭和26年４月２日から昭和26年５月１日までに生まれた者	4,700	2,370
	5　月	昭和26年５月２日から昭和26年６月１日までに生まれた者	5,080	—
	6　月	昭和26年６月２日から昭和26年７月１日までに生まれた者	5,460	—
	7　月	昭和26年７月２日から昭和26年８月１日までに生まれた者	5,850	—
	8　月	昭和26年８月２日から昭和26年９月１日までに生まれた者	6,230	—
	9　月	昭和26年９月２日から昭和26年10月１日までに生まれた者	6,600	—
	10　月	昭和26年10月２日から昭和26年11月１日までに生まれた者	6,980	—
	11　月	昭和26年11月２日から昭和26年12月１日までに生まれた者	7,360	—
	12　月	昭和26年12月２日から昭和27年１月１日までに生まれた者	7,730	—
平成29年	1　月	昭和27年１月２日から昭和27年２月１日までに生まれた者	8,100	—
	2　月	昭和27年２月２日から昭和27年３月１日までに生まれた者	8,480	—
	3　月	昭和27年３月２日から昭和27年４月１日までに生まれた者	8,850	—

別表第四十七（第八条第二項関係）〔平成29年３月までの間に法附則第５条第６項第４号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

法附則第５条第６項第４号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月	
		平成27年	
		4　月	10　月
	5　月	円 400	円 —
	6　月	800	—

平成27年	7　月	1,190	—
	8　月	1,590	—
	9　月	1,980	—
	10　月	2,370	—
	11　月	2,760	400
	12　月	3,150	800
平成28年	1　月	3,540	1,190
	2　月	3,930	1,590
	3　月	4,310	1,980
	4　月	4,700	2,370
	5　月	5,080	—
	6　月	5,460	—
	7　月	5,850	—
	8　月	6,230	—
	9　月	6,600	—
	10　月	6,980	—
	11　月	7,360	—
	12　月	7,730	—
平成29年	1　月	8,100	—
	2　月	8,480	—
	3　月	8,850	—

別表第四十八（第八条第三項関係）〔平成29年２月までの間に法第89条第２項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了するまでの全ての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

法第89条第２項による申出に係る期間が終了する予定年月		前納する月	
		平成27年	
		4　月	10　月
	4　月	円 400	円 —
	5　月	800	—